

令和6年度 児童クラブ入所申込二次（随時）受付案内

1 児童クラブとは

保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業終了後や学校休業日に適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全育成を図ることを目的としています。

2 活動内容

自由な遊び活動、自主学習、集団活動、基本的な生活習慣の支援を行います。

※学校や塾とは異なりますので、学習の指導等はありません。

宿題の確認は、ご家庭でお願いします。

※おやつ時間もありません。おやつは保護者に用意をお願いします。

※学校休業日等の給食のない日の利用は、利用時間に応じて弁当等を持参させてください。

3 対象児童

昼間、就労等により保護者（父母、同居または同一敷地内居住の65歳未満の祖父母）のいない家庭の小学1～6年生。ただし、就労日数等に一定の要件があります（4ページ参照）。

※集団行動が可能なが必要です。面接や入所後の様子によりお断りする場合があります。

4 開所時間

月～金…授業終了後～午後7時

土曜日、夏休み等の長期休業、学校代休日など…午前7時30分～午後7時

※日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）は閉所します。

※保護者の就労状況（利用時間）により開所・閉所時間は変動します。



5 利用形態・利用手数料等 ※「通年」または「長期休業」の2つの利用方法があります。

「通年」：通年にわたり児童の学校終了後も保護者が就労等を常態としていること

「長期休業」：該当期間中児童を預けている時間に保護者が就労等を常態としていること

通年	通常月	8月のみ
	4,000円	7,000円

長期休業	①春休み (4月)	②夏休み (7月)	③夏休み (8月)	④冬休み (12月)	⑤冬休み (1月)	⑥春休み (3月)
	2,000円	2,000円	7,000円	2,000円	2,000円	2,000円

※①～⑦は、複数選択可能です。上記休業前後の、給食がない早帰りの日も含みます。

【その他】

- ・金額については変更となる場合があります。
- ・日割り計算はありません。
- ・利用手数料は、市民税非課税世帯は申請により免除となります（毎年度申請が必要です）。申請方法については、入所承認通知書と一緒にご案内させていただきます。
- ・傷害保険料800円（年額）が必要となります。

※全児童必須加入。年度の途中入所でも同額。

6 入所申込受付

入所申込の受付は原則、オンラインで行います。調査書（就労証明書）等必要書類をお手元にご用意いただいてからお申込みください。

※オンラインによる申込ができない方は教育政策課へお問合せください。

(1) 調査書（就労証明書）等のご準備

- ・各児童クラブ室、教育委員会教育政策課（市役所6階）にあります。
- ・父母のほか、同居や同一敷地内に住んでいる65歳未満の祖父母についても調査書が必要です。
- ・今後就労予定の方は調査書に代わり、求職活動申立書を提出してください。

(2) 入所申込受付

①二次（随時）受付		
入所申込	受付期間	添付書類
オンラインによる申込  https://logoform.jp/f/WZ0uf	令和5年11月1日（水） ～随時	・調査書（または求職活動申立書）



②面接 ※初めて児童クラブを利用される児童は申込に加え、面接があります。
初めて申込をされる児童は、各児童クラブにて面接（保護者同伴）を行います。 面接の日程等については、入所決定後、児童クラブからご連絡させていただきます。

【その他】

- ・就学している小学校区の児童クラブを入所希望クラブとしてお申込みください。
 - ・申込は、「通年」または「長期休業」の2つから選択してください。
 - ・長期休業を選択かつ申込児童クラブの定員に空きが無い場合は、他学区の空きのある児童クラブへの入所が可能です。待機通知とともに希望調査のご案内をさせていただきます。
 - ・書類等に不備があった場合は、後日連絡させていただきます。
- ※原則、申込順でご案内させていただきます。但し、お申込みいただいた児童クラブに空きがない場合はお待ちいただく事となりますので、予めご了承ください。
- ・申込後の転校等による申込内容の変更は、教育政策課で直接受付します。但し、利用クラブの変更希望で、転校先クラブが定員を満たしている場合、入所できませんので予めご了承ください。

7 児童クラブ一覧

児童クラブ名	対象学校	対象学年	電 話	住 所
おおつか児童館児童クラブ	大塚小	1～3年生	59-6671	大塚町上中島 41
大塚小児童クラブ	大塚小	4年生以上	59-6663	大塚町大門 42-5
三谷東小児童クラブ1	三谷東小	1～3年生	68-1006	三谷町南山 1-7
三谷東小児童クラブ2	三谷東小	4年生以上	68-1006	三谷町南山 1-7
みや児童館児童クラブ	三谷小	1～6年生	67-0077	三谷北通二丁目 259-1
蒲郡東部小児童クラブ1	蒲東小	1・2年生	68-8222	豊岡町池田 3
蒲郡東部小児童クラブ2	蒲東小	3年生以上	68-8222	豊岡町池田 3
東部公民館児童クラブ	蒲東小	4年生以上	090-6385-5329	豊岡町殿門 24
竹島小児童クラブ1	竹島小	2・3年生	69-7228	府相町三丁目 40
竹島小児童クラブ2	竹島小	1・4年生以上	69-7228	府相町三丁目 40
がまごおり児童館児童クラブ	蒲南小	1・3年生	67-8515	神明町 22-28
蒲郡南部小児童クラブ1	蒲南小	2年生	67-8170	神明町 22-3
蒲郡南部小児童クラブ2	蒲南小	4年生以上	67-8170	神明町 22-3
ちゅうぶ児童館児童クラブ	蒲北小	4年生以上	68-0066	水竹町木船 25-2
蒲郡北部小児童クラブ1	蒲北小	1年生	68-3677	清田町間堰 52
蒲郡北部小児童クラブ2	蒲北小	2・3年生	68-3677	清田町間堰 52
蒲郡西部小児童クラブ	蒲西小	1～6年生	68-1505	神ノ郷町耆町田 10
中央小児童クラブ1	中央小	1・2年生	67-0200	緑町 3-49
中央小児童クラブ2	中央小	3年生以上	67-0200	緑町 3-49
しおつ児童館児童クラブ1	塩津小	2・3年生	68-8515	竹谷町今御堂 36-1
しおつ児童館児童クラブ2	塩津小	4年生以上	68-8515	竹谷町今御堂 36-1
塩津保育園児童クラブ	塩津小	1年生	68-1101	竹谷町今御堂 63-1
形原北小児童クラブ1	形北小	1・2年生	57-5500	金平町屋敷田 1-1
形原北小児童クラブ2	形北小	3年生以上	57-5500	金平町屋敷田 1-1
形原小児童クラブ1	形原小	1・2年生	57-3345	形原町御嶽 34-2
形原小児童クラブ2	形原小	3年生以上	57-3345	形原町御嶽 34-2
にしうら児童館児童クラブ	西浦小	1～6年生	56-0450	西浦町西馬相 21

※上記「対象学年」は令和5年11月1日の状況です。学区に複数ある児童クラブにおいては、利用児童の状況により、年度途中でも開設場所が変更となる場合もあります。

※各クラブ定員40人（一部のクラブは定員が異なります）

※東部公民館児童クラブについては一時閉所中（当面、蒲郡東部小内で運営）です。

8 児童クラブ入所基準

父母および同居の祖父母（65歳未満）の全員が以下のいずれかの区分に該当する場合

※同居の祖父母とは、別棟であっても同一敷地内に居住している場合も含まれます。

区 分		入所の基準	添付書類
1	家庭外労働	保護者が昼間に家庭外で労働することを常態としている場合 昼間において、 1か月の就労日数15日以上 かつ 1日の就労時間4時間以上 (通年)：通年にわたり児童の授業終了後も就労(通勤時間を含む)を常態としており、児童の保育に当たる者がいない場合 ※農業世帯については、上記の就労で耕作面積が概ね30a以上であること	事業主による就労証明書
2	家庭内労働	保護者が昼間に家庭内で児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている場合 1か月の就労日数15日以上 かつ 1日の就労時間4時間以上 (通年)：通年にわたり児童の授業終了後も就労(通勤時間を含む)を常態としており、児童の保育に当たる者がいない場合	事業主による就労証明書
3	出産等	妊娠中であるかまたは出産後間がない場合 母親が産前2か月または産後3か月の期間にある場合	・就労外要件申立書 ・母子手帳のコピー
4	病気・負傷等	保護者本人に病気、ケガ、または心身に障害がある場合 保護者が児童の保育に当たることができない程度以上の疾病または心身に障害がある場合	・就労外要件申立書 ・医師の診断書または障害者手帳のコピー
5	病人看護等	長期にわたり疾病の状態にある、または精神もしくは身体に障害を有する同居の親族を常時介護している場合 昼間において、 1か月の看護日数15日以上 1日の看護時間4時間以上 (通年)：通年にわたり児童の授業終了後も家庭内または家庭外で常時その看護に従事し、児童の保育に当たる者がいない場合	・就労外要件申立書 ・医師の診断書
6	家庭内の災害	震災、風水害、火災その他災害の復旧にあたる場合 震災、風水害、火災その他災害の復旧にあたる場合	要相談

9 児童クラブを利用する際の注意事項

- (1) 放課後児童クラブは、保護者が仕事を休む日や勤務先の休日は利用できません。保護者の勤務時間に応じた利用をお願いします。家事等の時間は利用時間に含めないでください。
- (2) 原則、当日の出欠席の変更はできません。児童の体調不良等でやむを得ず変更する場合は、クラブへ必ず連絡してください。
- (3) 利用手数料に未納がある場合は、入所決定できません。また、入所中において未納が続く場合は退所していただくことがあります。
- (4) 上記のほか、利用上の決まりが守られない場合は退所していただく場合があります。

問い合わせ先 蒲郡市教育委員会教育政策課

TEL：(0533) 66-1166

FAX：(0533) 66-1184

メール：shomu@city.gamagori.lg.jp